

令和2年度事業報告

I 建築設備検査員及び昇降機等検査員の育成

1 国土交通大臣登録講習

建築基準法施行規則第6条の6に基づき、建築設備検査員及び昇降機等検査員として必要な知識及び技能を修得させるため、国土交通大臣登録の「建築設備検査員講習」及び「昇降機等検査員講習」を以下のとおり実施した。

(1) 令和2年度 建築設備検査員講習実施状況

会場講習				
開催地	開催期日	受講者	合格者	聴講者
東京1次	11月10日～11月13日	58名	42名	0名
東京2次	12月1日～12月4日	186名	131名	1名
大阪	12月1日～12月4日	112名	91名	0名
計		356名	264名	1名
DVD講習（講義を収録したDVDを自宅等で視聴）				
開催地	修了考査日	受講者	合格者	聴講者
東京	12月4日	97名	78名	—
大阪	12月4日	118名	86名	—
計		215名	164名	—
合計		571名	428名	1名

(2) 令和2年度 昇降機等検査員講習実施状況

会場講習				
開催地	開催期日	受講者	合格者	聴講者
東京1次	10月13日～10月16日	182名	135名	0名
東京2次	10月27日～10月30日	186名	140名	0名
大阪1次	10月13日～10月16日	114名	74名	0名
大阪2次	10月27日～10月30日	112名	77名	1名
計		594名	426名	1名
DVD講習（講義を収録したDVDを自宅等で視聴）				
開催地	修了考査日	受講者	合格者	聴講者
東京	10月30日	238名	164名	—
大阪	10月30日	267名	197名	—
計		505名	361名	—
合計		1,099名	787名	1名

2 法令等に係る情報提供

(1) 図書の頒布

建築基準法に基づく建築設備、昇降機及び遊戯施設に関する以下に掲げる図書を頒布した。

1) 図書の改訂

遊戯施設技術基準の解説（2020年追補版）

2) 現行版の頒布

- ① 東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル2019年版
- ② 建築設備設計・施工上の運用指針2019年版
- ③ 建築設備定期検査業務基準書2016年版
- ④ 換気・空調設備技術基準・同解説2005年版
- ⑤ 設備機器表示ガイド
- ⑥ 昇降機・遊戯施設定期検査業務基準書2017年版
- ⑦ 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」及び「エレベーター保守・点検業務標準契約書」解説
- ⑧ 昇降機の適切な維持管理について（リーフレット）
- ⑨ 昇降機技術基準の解説2016年版（追補版を含む）
- ⑩ 改訂版 昇降機用語辞典
- ⑪ 遊戯施設技術基準の解説2018年版

(2) 一般講習

昇降機の維持管理等及び遊戯施設の技術基準に関する説明会を以下のとおり開催した。

1) 昇降機の適切な維持管理に関する指針及び地震対策等に関する説明会

公共建築の営繕・管理部局を対象に、全国7会場（青森、千葉、岡山、高知、津、福岡、大分）で説明会を開催した（受講者：239名）。

2) 遊戯施設技術基準の解説（2020年追補版）説明会

特定行政庁及び遊戯施設の設計、保守点検等に携わる方々を対象に、遊戯施設の客席部分の構造方法を定めた国土交通省告示の内容を周知するための説明会を、Web配信により令和3年1月に開催した（受講者：227名）。

(注) 「遊戯施設の運行管理者・運転者等講習会」及び「東京都『建築設備定期検査のための実務講習会』」は開催を中止した。

3 その他の支援

(1) 建築設備優良検査者表彰制度

建築設備の定期検査に携わる5名の建築設備検査員を優良検査者として令

和2年10月に表彰した。表彰式終了後に受賞者の座談会を開催し、その内容を機関誌「建築設備&昇降機」に掲載した。

(2) 建築設備定期検査賠償責任保険

建築設備検査員が安心して定期検査を実施できるよう、定期検査により発生した損害を賠償する保険制度を運用した。

令和2年度加入件数 45件

II 認定・性能評価等

1 構造方法等の性能評価

建築基準法第68条の25に基づく国土交通大臣指定性能評価機関として、構造方法等の国土交通大臣認定のための審査に必要な性能評価業務を実施した。

なお、超高層建築物等の時刻歴応答解析に係る性能評価業務については、国土交通省から許可を受け、令和2年4月30日に廃止した。

令和2年度実績

	受付	完了
昇降機	21件	20件

2 型式適合認定・型式部材等製造者認証

建築基準法第68条の24に基づく国土交通大臣指定認定機関として、昇降機の型式適合認定及び型式部材等製造者の認証の業務を実施した。

令和2年度実績

	受付	完了
型式適合認定	22件	5件
製造者認証	1件	1件

3 自主評価

昇降機について、建築基準法令その他の技術基準への適合を評価する業務を実施した。

令和2年度実績

	受付	完了
昇降機	12件	9件

4 調査・研究

(1) 国土交通省 令和2年度住宅市場整備推進等事業「建築基準法・建築士法等の円滑な執行体制の確保に関する事業」

昇降機の維持管理等及び遊戯施設の技術基準に関する説明会の開催、新たな形態の遊戯施設の実態調査、定期報告のデジタル化に向けた調査等を行った。また、遊戯施設に関わる関係者が参加する情報交流会を開催した。報告書を令和3年3月に国土交通省へ提出した。

(2) 国土交通省 令和2年度建築基準整備促進事業「防火区画等を貫通する管の構造に関する告示化の検討」

防火区画等を貫通する管について、大臣認定実績を踏まえその適用範囲を拡充する手法の検討を行った。報告書を令和3年3月に国土交通省へ提出した。

(3) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構「高精度センサーを用いたエレベーターの定期検査に係る調査」

センサーを用いたエレベーターのロープの劣化状況の検査方法について、目視、寸法測定等による現行の定期検査方法と比較することにより、その診断精度を評価した。報告書を令和3年3月に同機構へ提出した。

(4) 独立行政法人都市再生機構「昇降機定期検査実施状況に係る調査」

都市再生機構が所有する昇降機の定期検査が建築基準法に規定する検査方法のとおり適切に実施されているか立会調査を行った。報告書を令和2年5月に同機構へ提出した。

5 国等との連携・協力

国土交通省の昇降機等事故調査部会に職員を派遣し昇降機及び遊戯施設の事故調査に協力した。

また、以下の団体に協力し業務を推進した。

国土交通大学校、特別区職員研修所、公益財団法人建築技術教育普及センター、公益社団法人ロングライフビル推進協会、一般財団法人日本ガス機器検査協会、一般社団法人建築性能基準推進協会、一般社団法人日本アミューズメント産業協会、一般社団法人日本エレベーター協会、等

Ⅲ 定期検査報告制度の推進

1 全国を対象とした定期検査報告制度の推進

(1) 「建築設備検査員等名簿」及び「昇降機等検査員等名簿」の公表

建築設備検査員資格者証又は昇降機等検査員資格者証の交付を受けた者等から名簿登載の申し込み（建築設備 925 名、昇降機 2,150 名）を受けて、令和 2 年版「建築設備検査員等名簿」及び「昇降機等検査員等名簿」を作成しホームページに掲載した。

これらの名簿登載者には、定期検査時に使用する登載証を配付するとともに、「建築基準法 建築設備関係法令集 電子版」の閲覧サービスを提供した。

(2) 定期検査報告業務を行う地域法人への支援

定期検査報告業務を行う各地域法人との連携を図るとともに、建築設備及び昇降機の定期検査報告済証等を頒布した。

(注) 「定期調査・検査報告関係団体連絡会議」及び「地域法人向け研修（昇降機）」は開催を中止した。

(3) 機関誌「建築設備&昇降機」の発行

建築設備、昇降機及び遊戯施設の検査員、特定行政庁並びにその他の関係団体を対象として、機関誌「建築設備&昇降機」を発行した（第 1 4 5 号～第 1 5 0 号、各号 5,500 部）。

(4) 「昇降機の適切な維持管理に関する指針」の普及（再掲）

昇降機の適切な維持管理に関する指針及び地震対策等に関する説明会を各地で開催し普及を推進した。

(5) 「遊戯施設の安全性向上に係る情報交流会」の開催

遊戯施設の安全性向上を目的として、遊戯施設の製造、所有、運営、維持管理等に関わる関係者が参加する「遊戯施設の安全性向上に係る情報交流会」を令和 2 年 1 2 月にアドベンチャーワールド（和歌山県西牟婁郡白浜町）で開催し、安全性向上に向けた意見交換を行った（参加者：1 2 0 名（会場 3 5 名、Web 8 5 名））。

2 東京都における建築設備定期検査報告業務

(1) 東京都における建築設備定期検査報告書の受付

東京都における建築基準法第 1 2 条第 3 項に基づく建築設備（換気設備、排

煙設備、非常用の照明装置及び給排水設備) 定期検査報告の対象建築物の台帳整備、所有者・管理者への通知、報告書の受付、予備審査等を行った。

令和2年度実績

総報告件数 (棟数)	設備毎の内訳 (設備数)			
	換気設備	排煙設備	非常用の照明装置	給排水設備
52,545	23,904	6,391	50,465	27,322

(2) 東京都建築設備定期検査報告実務マニュアルの改訂作業

建築設備定期検査報告の実務の円滑化を図るため、東京都の定期調査・検査報告行政連絡会の協力を得て、「東京都建築設備定期検査報告実務マニュアル2021年版」発行に向けた改訂作業を行った。

(3) 建築設備定期検査イブニングセミナーの開催

東京都において建築設備の定期検査を行う建築設備検査員等を対象に、「排煙設備の設置・構造基準」に関する資料を提供した(参加申込: 55名)。

IV 構造計算適合性判定

建築基準法第18条の2に基づく国土交通大臣指定構造計算適合性判定機関として、高度な構造計算を要する一定規模以上の建築物等について、委任を受けた20都道府県に係る構造計算適合性判定業務を実施した。

なお、本業務は、国土交通省から許可を受けて令和2年4月30日に廃止した。

令和2年度実績

	受付	完了
法定	—	18件 23棟

定款第8条第1項の附属明細書

事業報告の内容を補足する重要な事項として記載すべき事項は特にない。